

令和3年沼津市教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時 令和3年1月21日（木）
午後3時00分～午後4時03分

2 場 所 沼津市立図書館 4階 講座室

3 日 程

- (1) 開会
- (2) 会議録署名人の指名（三好委員 川口委員）
- (3) 教育長報告
- (4) 議案
議第1号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について
議第2号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について
- (5) 協議事項
- (6) その他
ぬまづの史跡ガイドブックについて
- (7) 報告事項
報告事項1 ぬまづ電子図書館サービスの開始について

4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 三好勝晴、委員 重光純、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、教育次長 芹澤一男、教育指導監兼学校教育課長 遠藤宗男、教育企画課長 金子昭人、文化振興課長 森剛彦、図書館事務長 勝又恵三、学校教育課課長補佐 渡邊芳久、図書館事務長補佐 仲泊幸彦、教育企画課長補佐 遠藤康与、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主事 重野友見

5 会議内容

- (1) 開会
奥村教育長が午後3時00分開会を宣言する。
- (2) 会議録署名人の指名
奥村教育長より、会議録署名人に三好委員、川口委員を指名する。
奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。
傍聴人 0人
- (3) 教育長報告
奥村教育長 まず明るい話題として、昨日から話題になっており、今朝の新聞でも一面を飾ったが、本市出身の宇佐見りんさん、21歳の大学生が、2作目の作品となる「推し、燃ゆ」で芥川賞を受賞した。彼女のデビュー作は文芸賞を受賞した「かか」であり、翌年には三島由紀夫賞も受賞し、1作目にも素晴らしい

賞を受賞している方である。勝又事務長から、沼津市立図書館にも1階に特設コーナーを設けていると報告を受けた。予約が殺到している状況であり、朝の時点で60件ほどの予約が入っている。蔵書を増やしたく注文したが、在庫が全くないということで、しばらく時間が掛かってしまう。沼津市出身者の日本文学界での活躍が、今後地元の中高生に大きな刺激となり、自分も目指したいという人がでてくると良いと思っている。

本日午前中に校長会があり、文化振興課より全ての学校に、「郷土の偉人 江原素六先生はこんな人」というパネルを配布したところである。金岡を中心とする一部の地域では、毎年、素六先生の学習についての発表会を行っているが、沼津市の郷土の偉人ということで、さらに広めたいという思いで顕彰会の方々が配布してくださった。令和4年には、江原素六先生の生誕180年、没後100年の記念の式典も予定されており、沼津駅北口にはそれに関する像がもしかしたら建てられるということである。

緊急事態宣言が出され、11都府県に再発令されているが、県としても警戒レベルが5の特別警戒となっている。イギリスで流行っている変異ウイルスの感染者が静岡県の東部に3名出たことを受け、1月19日に感染拡大緊急警報を川勝知事が発表したところである。改めて新たなことをするというよりも、不要不急の外出を控えること、食事は同居家族と、マスクの着用など基本的な感染防止対策を徹底していくしかないということ。このような状況を受け、市の首長会や町村長会が川勝知事に対して、緊急事態宣言の発令を政府に要請していただきたいという方針を固めたと新聞記事に載っていた。国や県からの財政支援を視野に入れたお願いだと思っている。教職員においても、今朝、西部の特別支援学校の教員が感染という記事が出ており、いつ教職員が感染してもおかしくない状況である。御承知のように東部の医療機関が逼迫しているためなかなか入院ができず、入院できないとなると自宅療養となり同居している家族も感染リスクが高まる。病院では完全に隔離されるが、同居している家族の場合では、陽性者がある程度期間をおいて大丈夫だと判断され、最後に会った日から2週間の自宅待機を強いられる。そのような状況の中で先生が2週間以上、あるいは1か月近くお休みになることが増えていくと、休業と大して変わらないような状況になるのではと危惧している。このようなことを、本日の校長会でも話をした。学校関係で感染者がでないよう、最大の努力をしているところだが、様々な状況の中で、いつ誰が感染してもおかしくないため、その後の迅速な対応をしていきたい。また、入試の時期も控えている。市立高中等部においては合格発表があり、無事に入試は滞りなく終えたところである。このような状況では、入試はもとより卒業式や離任式、あるいは来年度4月の入学式の開催方法についても、校長会と検討していかなければならないと考えている。

12月にはバスケットボールのクラブチームを含めた選手権大会が開催され、U15、U14ともに、市立高中等部が県大会で優勝をし、全国大会に出場した。また、全国大会は中止となってしまったが、戸田中学校1年の塩崎くんがスキーのアルペン大会において全国大会への出場権を得た。小さな学校から全

国大会に出られる選手が出てくると、学校も活気づくと思った。

皆さんとも検討した二十歳の集いについても、開催の方法を変更し、コロナ禍において何ができるかということで、Instagramでの「ピカイチ賞」や著名人のお祝いメッセージを打ち出した。1月4日に戸田地区で開催予定であったため、全国的にも非常に早い成人式を迎えるということで、市長が報道番組の「ZIP!」や「あさチャン!」の取材を受けた。お祝いのメッセージ等も、校長会の協力を得て、各校の恩師からのメッセージも届き、非常に喜ばれている。Instagramの写真の投稿は現時点で30件ほどあるという報告を受けている。メッセージ等はまだ見られる状況となっているので、御要望のある委員さんにはQRコードを提供する。

1月15日には、県の消防職員の意見発表会に参加し、審査員をさせていただいた。中学生が行う私の主張大会の大人バージョンのようなものである。20代から30代前半の消防職員の発表会であった。どの提案も自分の体験から顕在化している課題に向き合って、どうしたら解決できるのかということを実践的に考えている姿勢や思いが伝わってきた。それらは全て、Society5.0社会やSDGsを踏まえた提案であった。特にLINEアプリを利用した情報システムの提案や、VR（仮想現実）やMR（複合現実）を取り入れて、これまで以上にリアルなイメージを体験しながら防災意識を高めるような提案があった。最優秀賞は、駿東伊豆消防本部の方であったが、言葉の壁をテーマにしていた。急速にグローバル化が広がっている社会情勢や、半年後に控えた東京オリンピック・パラリンピックを見据えた提案であった。現在、外国人の通訳として翻訳アプリが利用されている。通常時には有効であるが、緊急時には焦ってしまいアプリが使えないため、彼が提案したのが外国人向けの救急医療情報アプリである。入国時あるいは滞在中に登録をして、個人情報にはなるが、もし自分に疾患等があれば入力しておく。そのデータを入手することで、救急隊が冷静に判断をしたり、外国人の不安も軽減されたりし、救急隊の対応が可能になる。情報が蓄積されビッグデータとして活用の幅が広がると思った。またそれによって、外国の人が静岡県を訪れた時に、もし救急医療を使用することがあっても信頼度が高まったり、安心して観光や生活ができたりする環境ができるのかなとも思った。若者たちの表現力の頼もしさを非常に感じ、私も元気をもらった。

教育長報告は以上である。

<議案>

奥村教育長 日程（4）議案である。

議第1号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

<内浦小学校及び西浦小学校が長井崎小学校に統合されることに伴い、2校の通学区域を併せて長井崎小学校の通学区域にする改正について>

（学校教育課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わった。周知のとおり、令和3年の4月1日より、長井崎小中一貫

- 学校、戸田小中一貫学校が開校する。それに伴い、長井崎小学校の通学区域を改正するということであった。御承知のところだとは思いますが、御確認や御質問等はいかがか。
- 三好委員 路線バスを使うということで、バス会社と調整し通学するということでよいか。もう一つは静浦のことだが、現在支障があったり、要望がでたりするなど、通学に関しては大丈夫か。
- 教育企画課長 まず長井崎小中一貫学校についてだが、地元や保護者の御意向を聞き、バス会社や、市で補助を出している便もあるため、まちづくり政策課と協議しながら、基本的には要望が叶えられる形で現在進めている。現段階では、バス事業者が国に書類を提出することや、地元を含めた協議会などの手続きを踏みながら、順調に進んでいる。登校時には長井崎中学校にバスを乗り入れ、保護者と地域の意向がマッチした形である。下校時間は学年ごとばらばらになるため、現状のバス路線で調整している。
- 奥村教育長 静浦小中一貫学校については、現状コロナ禍において減便をしたり、いろいろな変更が生じたりしている。しかしながら、学校の意向を聞き、バス会社やまちづくり政策課と協議をし、多少時間をずらすことはあるが、来年度の登下校については支障なく進められており、先般も学校長よりお礼の連絡をいただいたところである。
- 教育企画課長 観光バスであれば座席数が50ほどあるが、通常のバスではいっぺんに子供たちが乗った状態で坂道を上っていくと、立って乗る子供が多いと危険だと思うが、そのような状況は回避されているのか。
- 奥村教育長 まだ確定ではないが、来年度バスを利用するかしないかという調査をしており、西浦方面からのバス利用を、現段階で60人ほど要望している。そうすると、バスには乗れるが非常に危険である。少し時間がずれるが、2台のバスを乗り入れてもらえるよう調整してもらった。半々とまではいかないが、それに近い人数で乗ってもらえるように、現在進めている。
- 各委員 ほかにいかがか。
- 奥村教育長 それでは御意見も尽きたのでお諮りする。議第1号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第1号については、原案のとおり可決することにする。
- 議第2号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について
 <令和3年1月29日より、ぬまづ電子図書館の運用を開始することに伴い、沼津市図書館条例施行規則の一部を改正することについて>
 (図書館事務長 資料に基づき説明)
- 奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。
- 川口委員 利用者カードを現在持っていないが利用したい方は、図書館もしくは地区センターの図書館で登録することになると思うが、現在インターネットが普及

していて、新規登録をWeb上でできるのが一般的になっている。Web上では個人を証明しづらいということだと思うが、利用しやすくするためには、Web上でもできるようにしたらいかがか。

図書館事務長 登録の際は、身分証明書等を直接拝見して行いたいので、Web上では行わない。最初に登録する時と3年ごとの更新の時には、御足労いただくことになる。

奥村教育長 今後、例えばマイナンバーなどを活用してWeb上でできるようなシステムに改良していくことを期待している。現状では、身分証明書等、本人に来ていただかないと本人確認ができないということ。

図書館事務長 委任状という形もある。

奥村教育長 いずれにしても、来ていただくということ。

土屋委員 利用者カードは、私も昔に作っていただいたものを持っている。最近借りた時に、「しばらく使っていませんね」と言われ、その場で簡単に更新していただいた。そのため、更新は簡単にできるとわかった。身近に紛失した者がいるが、それも委任状等で再発行していただけるか。紛失した者は、小学生か中学生の頃に作っていただいたらしいが、子供たちは何年生から図書カードを発行していただいているのか。また、小中学生でカード利用者は比較的多いのか。たしか、1人5冊まで借りられるので、家族が1枚持っていれば、子供の方も借りられるという話を聞いたことがあるが、いかがか。

図書館事務長 従来は、更新も割と簡単に行っていたが、この電子図書を入れるにあたり、今後は厳密に行いたいと考えている。ずっと使っていない方だと、切れてしまっていると思うので、一度確認していただきたい。利用者カードは赤ちゃんから作ることができる。本来紙の本は、10冊まで借りられるが、現在のコロナ禍においては、館長の権限で20冊までとしている。

奥村教育長 自動更新ではないということか。

図書館事務長 従来は、窓口にいらした時に期限が切れていれば、身分証明書を拝見しなくても、自動更新を行っていた。しかし、今後は厳密に行いたいと考えている。

奥村教育長 今後というのは施行日の1月29日以降ということか。

図書館事務長 そうである。電子図書館サービスは、現在の図書館のシステムに付け加える形をとっている。数日前に、有効なカードを持っている方の登録を確認した。今後新しくカードを作る方の情報を、毎日手作業で入力しなければいけなくなり、1月29日に登録した方は、その日に借りることはできない。翌日の昼以降から借りていただくことになる。その辺りの資格を厳密に判断するため、身分証明を厳密に確認したうえで、更新していく。

奥村教育長 翌日の昼以降ということは、どこかに表記されているか。

図書館事務長 今後、新しくカードを作られた時に御案内する形となる。もちろん、現状で有効なカードを持っている方は、すぐに借りられる。

三好委員 電子書籍を借りて、そのデータは簡単に複製できないようになっているか。

図書館事務長 複写はできない。

三好委員 できないようにしているということか。そうでなければ、借りて他で利用することになる。

重光委員 しかし、パソコンの画面に表示されるのであれば、全てスクリーンショットを取れば、複写できてしまう。やろうと思えばできてしまう。

奥村教育長 その複写は、法的には問題ないのか。

重光委員 コピーを取って、配布したり閲覧数を稼いでお金を稼いだりすると違反となる。

図書館事務長 重光委員がおっしゃった通り、著作権があるので基本的には複写はできない。

奥村教育長 ほかにいかがか。

重光委員 規則についてだが、電子図書館サービスに関する規定はこれだけで十分か。4項は禁止事項の定めとなっているが、利用規則で定めるのであれば、もっと細かく定めていそうだが、禁止事項が4項だけでは少ないと感じる。別途利用規則を定めているのか。それとも、電子図書館サービスに関する利用規則はこれだけなのか。

図書館事務長 4項については、もともとの施行規則で、紙の物と同様に規定しており、それと同様にして加えたものである。現状では、これ以外に細かいものを作ることは考えていない。

奥村教育長 電子図書館サービスと紙媒体は別だと思うが。

図書館事務長 電子書籍は借りて読む、紙の電子版である。電子図書館サービスというのは、図書館の資料を職員がコピーしてデータ化し、掲載する機能もついている。電子書籍以外のデジタルデータも独自で載せる機能も含めて、電子図書館サービスである。その中で読んでいただくのが電子書籍と分けている。

奥村教育長 重光委員が先ほど指摘した第4項だけで、全て網羅できるのかということである。もう少し細かい規定がほかにあるのかということである。

図書館事務長 現在作成していない。ホームページも急ピッチで作成しているところである。必要に応じて検討したいと考えている。

奥村教育長 重光委員が心配されていることというのは、具体的にどのようなことか。

重光委員 先ほど述べたように、著作権法に抵触するような行為をしてはいけないということは、法律で禁止されているので良いと思う。電子図書館サービスを利用するのにカードが必要で、カードの情報を入力すればネット上で誰でも見ることができる。自分のカードの情報をいろいろな人に教えて、自由に使ってよいということを、許してよいのかということ。カードがある人しかカードを使って借りられないということは、現状であり得る話である。カードを渡さなくても、カードの情報を提供することで、電子図書館サービスをカード保有者以外が利用できることを禁止しなくともよいのか。

図書館事務長 パスワードを入力する形となるが、教えてしまえば他人が借りることができてしまうため、検討していく。

三好委員 電子図書館は、先行して他でも始めているところがたくさんあると思う。開始してどれくらいか経っているところから情報収集をしてみたり、規則がどうなっているかを参考にしてみたりするのも、一つの方法だと思う。

図書館事務長 確かな数は今この場ではわからないが、コロナ禍において電子図書館は増えている。県内で既に導入している熱海市、磐田市、浜松市には照会をしたが、磐田市以外は電子図書館について例規を改正していなかった。磐田市も割と

奥村教育長 簡易な改正であった。今後、全国的に問合せをしていこうと思う。
 いろいろなトラブルが起こっていけば、それも参考になる。今後便利になる裏側で、それを悪用されなければ良いという心配である。1月29日に開始するのであれば、それまでに条件を整えておく必要があると捉えた。その点はお願する。
 ほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。議第2号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決するという事によいか。

各委員 異議なし。
 奥村教育長 異議なしと認める。議第2号については、原案のとおり可決することにする。

<協議事項>

奥村教育長 日程（5）協議事項は、本日は案件なし。

<その他>

奥村教育長 日程（6）その他である。
 ぬまづの史跡ガイドブックについて
 <史跡に対する興味関心を高め、現地に足を運び歴史を感じていただくという趣旨で作成した市内7か所の史跡を掲載したガイドブックについて>
 （文化振興課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 1冊160円で有償販売ということであった。説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。

三好委員 有償で作ろうとしたきっかけはどういう理由からか。

文化振興課長 歴史については、現地で見たい。また、現地で見るにあたって、ガイドブック的な資料を手元に持ちながら史跡を見たいという要望が多々あった。そのようなことを受けて、資料としてまとめるということもあるが、活用という視点で、史跡ガイドブックをお手元に持ちながら実際に史跡を巡っていただき、沼津の歴史を実感してもらおうという趣旨である。そのため、ガイドブックの中には交通手段等も明記してある。
 印刷することで費用が掛かっているため、受益者負担という考えで、印刷必要経費ということで160円の有償販売という形をとらせていただいた。

三好委員 要望が多かったということか。

奥村教育長 ニーズにこたえるということの有償販売ということか。

川口委員 せっかく作ったので、周知方法を工夫されたらよいと思った。

文化振興課長 市から報道機関に投げ込みという形で情報提供を行い、明日、沼津朝日が文化財センターに取材がくる。また、市の公式ホームページやSNS等を活用し、広く周知していきたいと考えている。

三好委員 値段の設定が160円ということで、掛かった経費から設定したと思うが、全然売れなかった時は、それでも問題ないのか。最低、5千冊、1万冊は売りたいというような計画はあるのか。

文化振興課長 160円の根拠だが、実際に印刷製本費は1冊165円であった。行政として頒布する中で、プラスにするということは考えにくく、1円単位を切り捨て160円という価格に設定した。制作部数は500部であり、そのうち30部は関係者に配布したため、実際の販売部数は470部である。今後は、電子データの準備を進め、冊子で持ちたいという方もいるが、購入に来られない方などについては、電子データで対応していきたいと考えている。

三好委員 とりあえずは、470部の限定販売ということか。

文化振興課長 そうである。

重光委員 印刷経費として160円頂戴するということだが、データとしての価格を設定していないのであれば、電子ファイルをホームページ等で閲覧できるようにし、紙媒体で欲しい方には別途販売するという形でも良いと思った。電子ファイルにしたほうが、情報提供としては早いと思ったので、御検討いただきたい。

奥村教育長 ほかにいかがか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項1については公開前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、定例記者会見にて発表されたため、公開する。

<報告事項>

奥村教育長 日程（7）報告事項である。

報告事項1 めまづ電子図書館サービスの開始について
 <令和3年1月29日から運用を開始する、沼津市電子図書館サービスの利用方法や特徴について>
 (図書館事務長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。

川口委員 自分は、電子図書館をととても楽しみにしているが、検索機能はついているのか。

図書館事務長 検索機能はついている。

重光委員 1冊あたり借りられるのは1人か。それとも、同じものを同時に何人も借りることはできるのか。

図書館事務長 1冊あたり1人である。

三好委員 現物と同じということか。

重光委員 そういうことである。

奥村教育長 電子図書はどのくらいの蔵書があるのか。

図書館事務長 約1万2千点である。

奥村教育長 同じ本はないか。

図書館事務長 基本的にはない。

奥村教育長 1冊しかないのか。

図書館事務長 失礼した。若干複本はあるが、基本的には1冊である。

奥村教育長 1万2千種類あるということか。

図書館事務長 複本を除いて、そういうことである。

奥村教育長 誰かが借りていれば、2週間はずっと待っているということになる。

三好委員 現物と同じである。

重光委員 そのために予約制度があるということ。

川口委員 利用するためには、まずは図書館のホームページにアクセスするということがよいか。そして電子図書館サービスのドアを開けるためにログインする。そのためにも、カードのIDとパスワードが必要であり、それを先に登録するということがよいか。

図書館事務長 図書館ホームページのトップ画面上にある、ぬまづ電子図書館のバナーからログインする。ログインには、利用者IDとパスワードが必要である。利用者IDは利用者カードの8桁の番号で、既存のカード番号を利用させていただく。初回パスワードは西暦の生年月日の8桁になる。次回からは変更を推奨している。

土屋委員 カードのバーコードの下の番号でよいか。

図書館事務長 そうである。

土屋委員 図書カードを市民に配った時なので、かなり昔の物である。

図書館事務長 平成5年に配った。

奥村教育長 29日に円滑なスタートができるよう、準備をお願いします。
ほかにいかがか。
それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。
ほかにないようなので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後4時03分 閉会